

平成30年9月28日
宮城県公報第2996号
別冊

人事行政の運営等の状況の公表

平成30年9月28日

宮 城 県

一 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免

イ 退職者

平成 29 年度に退職した一般職の職員の状況は、次のとおりである。

(単位：人)

区 分	退職者数
一 般 行 政 職	335
研 究 職	20
医 療 職	40
教 育 職	560
警 察 職	148
技 能 労 務 職	16
合 計	1,119

- (注) 1 「一般行政職」とは、行政職給料表適用者をいう。以下同じ。
2 「研究職」とは、研究職給料表適用者をいう。以下同じ。
3 「医療職」とは、医療職給料表(一)～(三)適用者をいう。以下同じ。
4 「教育職」とは、教育職給料表(一)～(二)適用者をいう。以下同じ。
5 「警察職」とは、公安職給料表適用者をいう。以下同じ。
6 「技能労務職」とは、技能職等給料表適用者をいう。以下同じ。

ロ 採用者

平成 29 年度に採用した一般職の職員の状況は、次のとおりである。

(単位：人)

区 分	採用者数
一 般 行 政 職	236
研 究 職	12
医 療 職	32
教 育 職	388
警 察 職	185
技 能 労 務 職	4
合 計	857

ハ 再任用職員

再任用制度は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4及び第28条の5の規定により、高齢職員の知識、経験を活用することなどを目的として実施するものであり、再任用を希望する退職職員を、選考による能力実証を経て任用している。

任用形態は、一般職員と同様の週38時間45分の勤務となる常時勤務職員と一般職員より短い時間での勤務となる短時間勤務職員がある。

平成 29 年 4 月 1 日現在の再任用職員の状況は、次のとおりである。

(単位：人)

常時勤務職員	短時間勤務職員	合 計
348	348	696

(2) 職員数

平成 29 年 4 月 1 日現在の各任命権者の条例定数及び職員数は、次のとおりである。

(単位：人)

区 分	条例定数	職員数
知事部局	5,391	5,015
議会事務局	43	41
選挙管理委員会事務局	6	6
監査委員事務局	24	21
教育委員会	14,263	13,178
教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員	496	494
教育委員会の所管に属する学校の職員及び県費負担教職員	13,767	12,684
労働委員会事務局	18	13
人事委員会事務局	19	19
海区漁業調整委員会事務局	5	3
警察本部	4,298	4,346
企業局	97	75
合 計	24,164	22,717

(注) 職員数は、毎年度総務省に報告する「地方公共団体定員管理調査」の数値である。

(3) 身体障害者の任用状況

身体障害者の雇用促進を図るため、一般事務職等の身体障害者の選考試験を実施しており、今後も一層の雇用確保に努めていくこととしている。

平成 29 年 6 月 1 日現在の各任命権者の障害者実雇用率は、次のとおりである。

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	企業局	議会事務局
実雇用率	2.74%	2.06%	2.60%	1.37%	4.35%

2 職員の人事評価の状況

任命権者は、職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価（人事評価）を実施し、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用している。

各任命権者においては、職員個々の適性、能力、経験などを把握し、それに基づいた適材適所の人事配置や昇任を行うことにより、職員の意欲を引き出し、資質向上を図っている。

各任命権者の職員の人事評価の状況は次のとおりである。

イ 知事部局等

次長級以上の職員については、組織経営に必要な判断力、情報分析力、統率力等について総合的に評価を行うこととし、評価者は、被評価者に対し上位の部局長等となっている。

参事級及び課長級以下の職員については、職務上の行動等を通じて顕在化した能力を把握して評価する「能力評価」、職員が果たすべき職務をどの程度達成したかを把握し、挙げた業績を評価する「業績評価」により評価を行うこととし、評価者は被評価者の所属長等となっている。

なお、いずれの職位においても、複数段階の評価を行っている。

ロ 教育委員会

校長については、教育活動の計画と実施、組織運営・職員指導監督、事務掌理・施設管理について、自己評価、面談の結果等を総合的に勘案して評価を行うこととし、評価者は、県立学校においては県教育委員会教育長、市町村立学校においては市町村教育委員会教育長となっている。

教頭、教諭、養護教諭、事務職員等については、それぞれの職種に応じた評価項目により評価を行うこととし、評価者は、県立学校、市町村立学校とも被評価者の所属する学校の校長等となっている。

ハ 警察本部

警視及び同相当職一般職員については、業績評価と業務運営、組織統率等の能力評価を総合的に行うこととしている。

警部及び同相当職一般職員以下については、目標の達成度・迅速度等の実績、業務への取組姿勢といった業績評価と、知識技能、創意工夫、判断・実行力、折衝調整力等といった能力評価を総合的に行うこととしている。

評価者は、被評価者に対し、その直属の上位階級の上司となっている。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費

平成 29 年度の人件費の状況は、次のとおりである。

(平成 29 年度普通会計決算)

歳出額(A)	人件費(B)	人件費率 (B/A)
千円	千円	%
1,184,973,408	215,580,627	18.2

(注) 1 普通会計とは、一般会計と特別会計（準公営企業会計を除く。）をいう。

2 人件費とは、一般職、特別職に支給される給与、退職手当、共済負担金、災害補償費等である。

(2) 職員給与費

平成 29 年度の職員の給与費の状況は、次のとおりである。

(平成 29 年度普通会計決算)

給 与 費			
給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)
千円	千円	千円	千円
98,958,979	20,755,475	39,889,835	159,604,289

(注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。

2 特別職に支給される給与及び報酬は含まない。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢

平成 29 年 4 月 1 日現在の一般職の職員の平均給料月額、平均給与月額等は、次のとおりである。

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一 般 行 政 職	320,409円	401,146円	42歳3月
警 察 職	319,650円	444,724円	37歳9月
小・中学校教育職	377,674円	424,132円	45歳0月
高等学校教育職	392,047円	450,030円	45歳10月
技 能 労 務 職	315,603円	357,229円	52歳1月

(注) 1 平均給料月額は、本俸に給料の調整額及び教職調整額を含んだ額である。

2 平均給与月額は、平均給料月額に扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、時間外勤務手当、義務教育等教員特別手当、特殊勤務手当等を加えたものである。

(4) 職員の初任給

平成 29 年 4 月 1 日現在の新規採用職員の初任給は、次のとおりである。

区 分		宮城県	国
一 般 行 政 職	大 学 卒	187,100円	179,200円
	高 校 卒	152,600円	147,100円
警 察 職	大 学 卒	214,000円	208,000円
	高 校 卒	177,700円	169,500円
小・中学校教育職	大 学 卒	209,000円	-
高等学校教育職	大 学 卒	209,000円	-

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額

平成 29 年 4 月 1 日現在の経験年数別の平均給料月額は、次のとおりである。

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一 般 行 政 職	大 学 卒	258,085円	367,895円	381,239円	395,560円
	高 校 卒	225,011円	321,446円	357,702円	380,943円
警 察 職	大 学 卒	289,067円	388,438円	407,252円	411,321円
	高 校 卒	257,702円	352,789円	385,948円	407,138円
小・中学校教育職	大 学 卒	313,587円	394,154円	416,183円	427,843円
高等学校教育職	大 学 卒	311,300円	399,248円	427,746円	439,091円
技能労務職	高 校 卒	-	291,675円	305,150円	332,300円

(注) 経験年数は、採用前に民間企業等に勤務した期間がある場合にはその期間を換算し、採用後の勤務期間に加算した年数である。

(6) 一般行政職の級別職員数

職員は、従事する職務の複雑、困難及び責任の度合いに基づき、その適用される給料表に定める級に格付けされている。

平成 29 年 4 月 1 日現在の行政職給料表が適用される一般行政職の級ごとの標準的な職務内容、その職員数及び構成比は、次のとおりである。

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職務内容	主事・技師	主事・技師	主任主査	主幹	本庁の統括課長補佐	本庁の課長
職員数	834人	831人	785人	1,533人	1,141人	357人
構成比	14.4%	14.3%	13.5%	26.4%	19.7%	6.2%

7級	8級	9級	10級	計
本庁の統括課長	本庁の次長	本庁の部長	本庁の部長(特に重要)	
199人	90人	27人	1人	5,798人
3.4%	1.6%	0.48%	0.02%	100.0%

(7) 職員手当

平成 29 年度における主な職員手当の状況は、次のとおりである。

イ 期末手当・勤勉手当 (平成 29 年度)

宮 城 県					国				
(支給割合)	一般職員		特定幹部職員		(支給割合)	一般職員		特定幹部職員	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月分	0.850月分	1.025月分	1.050月分	6月期	1.225月分	0.850月分	1.025月分	1.050月分
12月期	1.375月分	0.950月分	1.175月分	1.150月分	12月期	1.375月分	0.950月分	1.175月分	1.150月分
計	2.600月分	1.800月分	2.200月分	2.200月分	計	2.600月分	1.800月分	2.200月分	2.200月分

(注) 本県の「特定幹部職員」とは、部長級及び次長級の職員で管理職手当の支給割合区分が3種以上の職を占める職員をいう。

□ 地域手当（平成 29 年 4 月 1 日現在）

支給対象地域	東京都 千代田区	大阪府 大阪市	愛知県 名古屋市	宮城県		
				仙台市	多賀城市	左記以外
支給率	20.0%	16.0%	15.0%	4.5%	2.0%	1.5%
支給対象職員数	22人	4人	3人	7,060人	452人	13,204人
国の制度（支給率）	20.0%	16.0%	15.0%	6%	10%	6%(富谷市) 3%(名取市, 利府町)
支給対象職員 1 人当たり平均 支給年額（平成29年度）	118千円					

ハ 特殊勤務手当（平成 29 年 4 月 1 日現在）

支給対象職員 1 人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		96千円
手当の種類（手当数）		42
代表的な 手当の名称	支給額の多い手当	教員特殊業務手当（教育職）
		犯罪捜査等作業手当（警察職）
		教育業務連絡指導手当（教育職）
		夜間特殊業務手当（警察職）
		警ら手当（警察職）
	多くの職員に支給されて いる手当	教員特殊業務手当（教育職）
		教育業務連絡指導手当（教育職）
		交通捜査業務手当（警察職）
		警ら手当（警察職）
		夜間特殊業務手当（警察職）

ニ 時間外勤務手当（平成 29 年度決算）

支給総額	3,892,109千円
職員 1 人当たり平均支給年額	394千円

ホ 退職手当（平成 29 年 4 月 1 日現在）

宮 城 県			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	20.44500月分	25.55625月分	勤続 20 年	20.44500月分	25.55625月分
勤続 25 年	29.14500月分	34.58250月分	勤続 25 年	29.14500月分	34.58250月分
勤続 35 年	41.32500月分	49.59000月分	勤続 35 年	41.32500月分	49.59000月分
最高限度額	49.59000月分	49.59000月分	最高限度額	49.59000月分	49.59000月分
その他の 加算措置	定年前早期退職特例 措置（2%～20%加算）		その他の 加算措置	定年前早期退職特例 措置（3%～45%加算）	
1 人当たり 平均支給額	2,036千円	22,482千円	1 人当たり 平均支給額	未公表	未公表

（注） 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 29 年度に退職した職員（警察職及び教育職を除く。）に支給された平均額である。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間の均衡を考慮して条例等で定めている。

(1) 職員の勤務時間

7時間45分/日

(休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分)

(2) その他の勤務条件

イ 始業、終業、休憩時間等

始業	休憩時間	終業
8:30	12:00~13:00	17:15

なお、本庁（知事部局等（※）、警察本部）では仙台市内の朝の通勤通学時間帯の交通混雑を緩和するために時差通勤を行っており、これによる勤務時間は、次のとおりである。

時差通勤区分	始業	休憩時間	終業
A勤務	8:30	12:00~13:00	17:15
B勤務	9:00	同上	17:45

そのほか、勤務する職場によっては、これと違った勤務体制をとっている場合がある。

※ 「知事部局等」とは、知事部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、人事委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局及び企業局をいう。以下同じ。

ロ 休日

日曜日及び土曜日は、一般的には勤務を要しない日である。また、次に掲げる日には、特に勤務を命ぜられない限り勤務する必要はない。

(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(ロ) 12月29日から翌年の1月3日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

ハ 休暇

職員は、次の休暇を取得することができる。

(イ) 年次有給休暇

年次有給休暇は、職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ることを目的とし、毎年20日取得することができる。ただし、採用された年だけは、その採用された月により2日から20日までの日数となり、翌年から20日となる。

平成29年に職員が取得した年次有給休暇の1人当たりの平均日数は、次のとおりである。

○ 平成29年 年次有給休暇取得状況

1人当たり平均取得日数
10.8日

(注) 小、中学校の教職員を除く。

(ロ) 病気休暇

職員が病気にかかり、又は負傷を受け、そのため療養を必要とするときには、療養のための休暇を取得することができる。

平成29年度に7日以上病気休暇を取得した職員の数（延べ）は、次のとおりである。

○ 平成29年度 病気休暇取得状況

取得人数（延べ）
781人

(注) 小、中学校の教職員を除く。

(ハ) 特別休暇

結婚、出産、親族の看護など一定の要件に該当するときは、特別休暇を取得することができる。

平成 29 年に職員が取得した特別休暇の 1 人当たりの平均日数は、次のとおりである。

○ 平成 29 年 特別休暇取得状況

1 人当たり平均取得日数
7.4 日

(注) 小，中学校の教職員を除く。

(ニ) 介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により介護をするため勤務しないことが相当であると認められるときは、6 月の範囲内で介護休暇を取得できる。介護休暇により勤務しない期間は無給となる。

平成 29 年度に介護休暇を取得した職員の数、次のとおりである。

○ 平成 29 年度 介護休暇取得状況

取得人数
1 人

(注) 小，中学校の教職員を除く。

(ホ) 介護時間

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により介護をするため勤務しないことが相当であると認められるときは、連続する 3 年以内において、1 日につき 2 時間を超えない範囲内で介護時間を取得できる。介護時間により勤務しない期間は無給となる。

平成 29 年度に介護時間を取得した職員の数、次のとおりである。

○ 平成 29 年度 介護時間取得状況

取得人数
1 人

(注) 小，中学校の教職員を除く。

5 職員の休業の状況

(1) 育児休業・部分休業及び育児短時間勤務制度

育児休業は、職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで取得することができる。育児休業により勤務しない期間は無給となり、期末手当及び勤勉手当については、勤務しない期間に応じ減額されることになる。

部分休業は、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲で、30分単位で取得することができる。部分休業により勤務しない場合は、その勤務しない1時間につき、勤務時間1時間当たりの給与額を減額して支給する。

育児短時間勤務制度は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が①3時間55分/日(19時間35分/週)②4時間55分/日(24時間35分/週)③3日/週(23時間15分/週)④2.5日/週(19時間25分/週)等から選択し取得することができる。給与は、勤務時間に応じて支給される。

○ 平成29年度 育児休業・部分休業及び育児短時間勤務の取得状況 (単位：人)

区 分	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間勤務 取得者数
男 性	23	2	1
	2	0	0
女 性	260	51	2
	306	64	0
計	283	53	3
	308	64	0

(注) 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「育児短時間勤務取得者数」欄の上段には平成29年度に新たに育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)を取得した者、下段には育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)の期間が平成28年度以前から平成29年度までにかけて引き続けている者の数を計上している。

(2) 大学院修学休業

公立学校の教員が専修免許状を取得することを目的として大学院の課程等を履修するため、3年を超えない範囲内で年を単位として取得することができる。大学院修学休業により勤務しない期間は無給となる。

○ 平成29年度 大学院修学休業の取得状況 (単位：人)

区 分	取得者数
平成29年度新規取得者	0
前年度から取得中の者	0

(3) 自己啓発等休業

大学等課程の履修又は国際貢献活動のため、3年を超えない範囲内において取得することができる。自己啓発等休業により勤務しない期間は無給となる。

○ 平成29年度 自己啓発等休業の取得状況 (単位：人)

区 分	取得者数	大学等 課程の履修	国際貢献 活動
平成29年度新規取得者	3	3	0
前年度から取得中の者	2	2	0

(4) 配偶者同行休業

外国で6月以上にわたり継続して勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするため、3年を超えない範囲内において取得することができる。配偶者同行休業により勤務しない場合は無給となる。

○ 平成29年度 配偶者同行休業の取得状況（単位：人）

区 分	取得者数
平成29年度新規取得者	1
前年度から取得中の者	1

(5) 修学部分休業

大学その他の条例で定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で取得することができる。修学部分休業により勤務しない場合は、その勤務しない1時間につき、勤務時間1時間当たりの給与額を減額して支給する。

○ 平成29年度 修学部分休業の取得状況（単位：人）

区 分	取得者数
平成29年度新規取得者	0
前年度から取得中の者	1

(6) 高齢者部分休業

定年退職日の5年前の日から取得することができる。高齢者部分休業により勤務しない場合は、その勤務しない1時間につき、勤務時間1時間当たりの給与額を減額して支給する。

○ 平成29年度 高齢者部分休業の取得状況（単位：人）

区 分	取得者数
平成29年度新規取得者	2
前年度から取得中の者	0

6 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分

分限処分とは、勤務実績不良の場合、心身の故障の場合、その職に必要な適格性を欠く場合等において、公務能率の維持及び適正な行政運営の確保を図るために行われる処分である。

平成 29 年度の分限処分の状況は、次のとおりである。

(単位：人)

処分の種類		降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	0	0			0	
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号 第2項第1号	0	1	178		179	
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	0	0			0	
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号	0	0			0	
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号			0		0	
条例で定める事由による場合	地公法第27条第2項			0	0	0	
合計		0	1	178	0	179	
地公法第28条第4項により失職した者							1
地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者							0

(注) 1 分限処分に付された者の数を、処分の種類及び事由に着目して計上している。

2 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、その数を重複して計上している。

(2) 懲戒処分

懲戒処分とは、法令に違反した場合、職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠った場合又は全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合において、職場の秩序を維持し、回復を図るために行われる処分である。

平成 29 年度の懲戒処分の状況は、次のとおりである。

(単位：人)

処分の種類		戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	2	1	0	3	6
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	3	1	1	0	5
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	4	7	3	2	16
合計		9	9	4	5	27

7 職員のサービスの状況

(1) サービス制度の概要等

法第 30 条では、サービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と規定されており、法では下記の義務や制限が定められている。

サービスの具体的内容	法の規定
サービスの宣誓	法第 31 条
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	法第 32 条
信用失墜行為の禁止	法第 33 条
秘密を守る義務	法第 34 条
職務に専念する義務	法第 35 条
政治的行為の制限	法第 36 条
争議行為等の禁止	法第 37 条
営利企業への従事等の制限	法第 38 条

ただし、研修を受ける場合や定期健康診断を受診する場合のほか、人事委員会が定める場合に職務に専念する義務が免除されることがある。また、営利企業への従事等に関しては、許可基準を設け運用している。

(2) 倫理の保持

職員は全体の奉仕者であって、その職務は住民から負託された公務であることから、公務員としての倫理の保持については、常日頃から職員に対して注意を喚起し、その徹底を図っている。平成 29 年度においては、倫理の保持に関する職員への文書通知を、次のとおり行っている。

(単位：回)

区 分	知事部局等	教育委員会	警察本部
選挙に関するサービス規律の確保	1	1	1
倫理の保持	5	8	7

8 職員の退職管理の状況

「職員の退職管理に関する条例」により、再就職者から現職職員への働きかけを規制し、あわせて再就職情報の届出を義務化している^{※1}。

平成 29 年度の再就職の状況^{※2}は次のとおりである。

(単位：人)

区 分	知事部局等	教育委員会	警察本部
再就職の届出の対象となる退職者数 ^{※3}	112	47	9
再就職の届出のあった人数	44	29	9

※1 退職後 2 年間、営利企業等へ再就職した場合に届出が必要となるもの。

※2 平成 27 年度及び平成 28 年度に退職した職員のうち、再就職の届出の対象となる退職者から平成 29 年度中に届出のあった再就職の状況。

※3 再就職の届出の対象となる退職者：管理職手当 4 種以上の者及び地方機関及び支所の長等。

9 職員の研修の状況

「みやぎ人財育成基本方針」（平成 28 年 9 月改定）に掲げる「創造性豊かで自律的に行動する宮城県職員」の育成を図るため、職員一人ひとりの資質・能力向上に資する研修を実施している。

イ 知事部局等

(イ) 職場研修

職場研修（OJT）は、所属長が所属職員に対し日常的に実施するもので、資質・能力育成の手段として最も実践的かつ効果的なことから、職員研修の中核として位置づけるとともに、OJT指導者の育成や職場内研修会の開催を促進している。

(ロ) 研修所研修

職員が職位及び責任の程度に応じて求められる知識や資質・能力を修得する階層別研修と、階層別研修で学習した内容を深化させたり、高度かつ専門的な知識や資質・能力を修得できる選択制研修を実施している。

平成 29 年度に実施した公務研修所での研修の状況は、次のとおりである。

(単位：人)

区 分		修了者数
階層別研修	新任職員研修	530
	主査級研修	69
	主任主査級研修	110
	班長研修	120
	課長補佐（総括）級研修	84
	課長級研修	65
	任期付職員研修	33
	みやぎ人財育成管理者セミナー	191
選択制研修		600
合 計		1,802

(ハ) 部局研修

部局ごとに抱える行政課題を解決するために、専門的な知識・技術を学ぶとともに、部内のそれぞれの職場と連携と職員の相互理解、共通認識を促す部局研修は極めて重要な役割を果たしている。

環境生活部、保健福祉部、経済商工観光部、農林水産部、土木部等においては、各職種に求められる技術力向上のため、それぞれ研修計画を策定し、職員の育成に努めている。

(ニ) 派遣研修

派遣研修は、広範な専門知識・経験を修得することができる貴重な機会であり、省庁、他都道府県、県内市町村、自治大学校等への派遣を行っている。

ロ 教育委員会

(イ) 教員

宮城県教育委員会では、「宮城県教職員育成協議会」を組織し、本県教育の現状やこれまでの教員の資質能力の向上に関する取組を踏まえ、校長及び教員としての資質の向上に関する指標「みやぎの教員に求められる資質能力」を策定し、教員のライフステージに応じた研修体系を構築している。

この教員研修体系は、教員の教職経験段階を、第0期（新規採用時）、第Ⅰ期（基礎形成期）、第Ⅱ期（資質成長期）、第Ⅲ期（資質充実期）、第Ⅳ期（深化発展期）の五段階に分け、教員がそれぞれの段階で身に付けるべき資質能力を習得するため、教職を目指す学生を養成する大学と連携して行う研修、経験年数や職務に応じてその職務遂行に必要な知識や実践的指導力等の向上を図るための基本研修、教科等の課題に応じた専門研修、総合教育センターや大学院、中

央研修への派遣などの総合研修及び校内研修への支援とに分けて研修を実施した。

(単位：人)

区 分	受講者数
基本研修（初任者研修等）	11,653
専門研修（教科・領域等）	3,824
総合研修（最新教育課題，長期研修発表会等）	1,784
合 計	17,261

(ロ) 学校事務職員等

事務職員等研修規程及びみやぎ人財育成基本方針に基づき，創造性豊かで自律的に行動する職員の育成を目標に，自律的な能力開発をサポートする研修を実施した。

階層別研修では，それぞれの職階に応じた職務遂行に必要な知識及び技能修得並びに資質の向上を図ることのできる科目を実施した。

専門研修では，初めて学校図書館担当となった事務職員に対し，業務に必要な知識及び技能の修得を図る研修を実施した。

(単位：人)

区 分	受講者数	
階層別研修	新任職員研修（前期・後期）	82
	主事・技師級研修	54
	主査級研修	32
	主任主査級研修	28
	新任事務室長研修	17
	事務次長研修	9
	班長研修	10
専門研修	新任学校司書研修	5
選択制研修	プレゼンテーション講座等（8講座）	107
特別研修	学校事務職員 ワン・ウィーク 異校種交流研修	17
	管理監督者研修	90
合 計	451	

ハ 警察本部

宮城県警察教養に関する規則（平成 13 年宮城県公安委員会規則第 14 号）及び宮城県警察教養規程（平成 13 年宮城県警察本部訓令第 22 号）に基づき，警察職員一人ひとりが，警察法（昭和 29 年法律第 162 号）の精神にのっとり，民主警察の本質と警察の責務とを自覚し，職務に係る倫理を保持し，適正に職務を遂行する能力を修得するため，警察学校及び職場における教養等を実施している。

(単位：人)

区 分	受講者数	
採用時教養	初任科	152
	初任補修科	137
	一般職員初任科	16
昇任時教養	警察運営科	6
	警部任用科	38
	警部補任用科	98
	巡査部長任用科	116
	課長補佐任用科	7
	係長任用科	11
	主任任用科	13
専門教養	721	
合 計	1,315	

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福祉

イ 職場の安全衛生

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び学校保健安全法（昭和33年法律第56号）並びに職員安全衛生管理規程（平成23年宮城県訓令甲第10号）等の規定に基づき、定期健康診断、がん検診等を実施し、職員の安全と健康の保持、増進及び快適な職場環境の形成に努めた。

平成29年度の定期健康診断の受診状況は、次のとおりである。

（単位：人）

検査項目	受診者数
胸部X線検査	14,066
血圧検査	14,351
尿検査	14,329
血液生化学検査	14,340
心電図検査	11,890

（注）市町村立学校の教職員については、各市町村で受診するため、計上していない。

ロ 職員宿舎

事務や事業の円滑な運営を目的に、職員とその家族が居住するための住宅や寮を整備し、管理している。

平成29年度末の設置状況は、次のとおりである。

区分	設置数	
職員住宅	92棟	1,333戸
職員寮	26棟	843室
合計	118棟	2,176戸・室

ハ 共済制度

共済制度とは、職員の掛金と使用者である地方公共団体等の負担金を財源として、職員の生活の安定と福祉の向上を図るもので、地方職員共済組合等が下記の各種給付事業や福祉事業を行っている。

(イ) 短期給付事業

職員とその家族の病気や負傷等に伴い、必要となる治療費や入院費、出産費、育児休業手当金等の給付を行っている。

○ 地方職員共済組合

（平成29年4月から7月まで）

区分	本人掛金	事業主負担金
医療給付	標準報酬月額×44.36/1000	標準報酬月額×44.45/1000
	標準期末手当等額×44.36/1000	標準期末手当等額×44.45/1000
介護保険	標準報酬月額×5.68/1000	標準報酬月額×5.68/1000
	標準期末手当等額×5.68/1000	標準期末手当等額×5.68/1000

（平成29年8月以降）

区分	本人掛金	事業主負担金
医療給付	標準報酬月額×44.36/1000	標準報酬月額×44.45/1000
	標準期末手当等額×44.36/1000	標準期末手当等額×44.45/1000
介護保険	標準報酬月額×6.37/1000	標準報酬月額×6.37/1000
	標準期末手当等額×6.37/1000	標準期末手当等額×6.37/1000

○ 公立学校共済組合

区分	本人掛金	事業主負担金
医療給付	標準報酬月額×43.10/1000	標準報酬月額×43.29/1000
	標準期末手当等額×43.10/1000	標準期末手当等額×43.29/1000
介護保険	標準報酬月額×5.79/1000	標準報酬月額×5.79/1000
	標準期末手当等額×5.79/1000	標準期末手当等額×5.79/1000

○ 警察共済組合

区分	本人掛金	事業主負担金
医療給付	標準報酬月額×36.41/1000	標準報酬月額×36.47/1000
	標準期末手当等額×36.41/1000	標準期末手当等額×36.47/1000
介護保険	標準報酬月額×6.23/1000	標準報酬月額×6.23/1000
	標準期末手当等額×6.23/1000	標準期末手当等額×6.23/1000

(ロ) 長期給付事業

組合員が退職した場合、在職中の病気や負傷により障害の状態になった場合、又は在職中に死亡した場合に、老後の生活や遺族の生活の安定のため年金や一時金の給付をしている。また、平成27年10月から被用者年金制度の一元化により、共済年金が厚生年金に統一され、公務員も厚生年金に加入している。なお、共済年金独自の職域部分は廃止され、平成27年10月から新たな年金制度として「年金払い退職給付」が創設されている。

○ 地方職員共済組合・公立学校共済組合・警察共済組合

(平成29年4月から8月まで)

本人掛金	事業主負担金
標準報酬月額×88.16/1000	標準報酬月額×125.86/1000
標準期末手当等額×88.16/1000	標準期末手当等額×125.86/1000

(平成29年9月以降)

本人掛金	事業主負担金
標準報酬月額×89.93/1000	標準報酬月額×127.63/1000
標準期末手当等額×89.93/1000	標準期末手当等額×127.63/1000

年金払い退職給付の掛金・負担金

本人掛金	事業主負担金
標準報酬月額×7.5/1000	標準報酬月額×7.5/1000
標準期末手当等額×7.5/1000	標準期末手当等額×7.5/1000

(ハ) 福祉事業

職員とその家族が健康で豊かな生活が送れるよう、健康増進の事業など各種事業を実施している。

○ 地方職員共済組合

本人掛金	事業主負担金
標準報酬月額×1.18/1000	標準報酬月額×1.18/1000
標準期末手当等額×1.18/1000	標準期末手当等額×1.18/1000

○ 公立学校共済組合

本人掛金	事業主負担金
標準報酬月額×1.41/1000	標準報酬月額×1.41/1000
標準期末手当等額×1.41/1000	標準期末手当等額×1.41/1000

○ 警察共済組合

本人掛金	事業主負担金
標準報酬月額×1.22/1000	標準報酬月額×1.22/1000
標準期末手当等額×1.22/1000	標準期末手当等額×1.22/1000

二 公務災害補償

地方公務員災害補償制度は、地方公務員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）又は通勤による災害によって生じた損害を補償するとともに、必要な福祉事業を行うものである。

平成 29 年度の補償等の状況は、次のとおりである。

（単位：件）

補 償					福祉事業
療養補償	障害補償	遺族補償	その他	合 計	
287	16	61	2	366	100

(2) 職員の利益の保護

イ 措置要求制度

法第 46 条の規定により、職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、任命権者により適当な措置が執られるべきことを要求することができることとされている。

なお、企業職員（企業局）については、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「地公企法」という。）第 39 条第 1 項において、法第 46 条の適用が除外されているが、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号。以下「地公労法」という。）第 5 条の規定により、労働組合を結成して労働協約を締結する権利が認められている。

ロ 不利益処分に関する審査請求

法第 49 条の 2 の規定により、懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を受けた職員は、人事委員会に行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）による審査請求をすることができることとされている。

なお、企業職員（企業局）については、地公企法第 39 条第 1 項において、行政不服審査法の適用が除外されているが、地公労法第 7 条及び第 13 条並びに労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 7 条、第 27 条等の規定により保護されている。

二 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

法に規定する成績主義の原則に基づき、職員の任用に関する規則（人事委員会規則4-0）を定め、職員の採用に当たっては、原則として競争試験により、また、医師等の競争試験により難いと認められる一部の職種については選考により、受験成績その他の能力の実証に基づき、厳正に優秀な人材の確保に努めている。

(1) 競争試験の実施状況

平成29年度の競争試験の実施状況は、次のとおりである。

イ 実施日

(定例試験)

区 分	1次試験日	2次試験日	最終合格発表日
大卒程度試験	平成29年6月25日	平成29年7月21日 平成29年7月24日～28日	平成29年8月18日
短大卒程度試験	平成29年9月24日	平成29年10月23日～24日 平成29年10月30日～11月1日	平成29年11月17日
高卒程度試験	平成29年9月24日	平成29年10月23日～27日	平成29年11月17日
警察官A試験	平成29年7月9日	平成29年8月3日～4日 平成29年8月7日～8日	平成29年8月25日
警察官B試験	平成29年9月17日	平成29年10月10日～13日	平成29年11月17日

(大卒程度・民間企業等職務経験者対象試験)

区 分	1次試験日	2次試験日	最終合格発表日
職務経験者(土木)	平成29年9月17日	平成29年10月29日	平成29年11月17日

(任期付職員試験)

区 分	1次試験日	2次試験日	最終合格発表日
一般事務	平成29年12月10日	平成30年1月19日～21日	平成30年2月9日

ロ 競争試験の実施状況

(定例試験)

(単位：人)

区 分	申込者数	受験者数	受験率 (%)	第1次合格者数	最終合格者数	競争倍率 (倍)
大卒程度試験	904	689	76.2	264	110	6.3
短大卒程度試験	252	179	71.0	70	29	6.2
高卒程度試験	535	490	91.6	159	71	6.9
警察官A試験	590	479	81.2	303	119	4.0
警察官B試験	354	317	89.5	199	71	4.5

(大卒程度・民間企業等職務経験者対象試験)

(単位：人)

区 分	申込者数	受験者数	受験率 (%)	第 1 次 合格者数	最 終 合格者数	競争倍率 (倍)
職務経験者 (土木)	54	51	94.4	20	13	3.9

(任期付職員試験)

(単位：人)

区 分	申込者数	受験者数	受験率 (%)	第 1 次 合格者数	最 終 合格者数	競争倍率 (倍)
一般事務	501	431	86.0	241	127	3.4

(2) 採用・転任選考の実施状況

平成 29 年度の採用及び転任選考の状況は、次のとおりである。

(単位：人)

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
部長及びその相当職	0	0	1	0	1
次長及びその相当職	0	0	0	0	0
課長及びその相当職	6	9	3	0	16
課長補佐及びその 相当職以下	71	22	3	0	98
合 計	77	31	7	0	115

(3) 昇任選考の実施状況

平成 29 年度の昇任選考の実施状況は、次のとおりである。

(単位：人)

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
部長及びその相当職	13	1	5	0	19
次長及びその相当職	48	2	1	1	52
課長及びその相当職	82	17	19	3	121
合 計	143	20	25	4	192

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

人事委員会は、法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与の実態把握及び生計費の水準把握など職員の給与決定の諸条件等について調査及び検討を行い、議会及び知事に対して職員の給与等に関して報告するとともに、併せて給与に関する勧告を行っている。

平成29年の勧告の状況については、次のとおりである。

(1) 勧告の日

平成29年9月29日

(2) 公民較差

民間給与 A	県職員給与 B	較差 (A - B)
366,239円	365,620円	619円 [0.17%]

(3) 期末手当・勤勉手当

民間(A)	県職員(B)	差 (A - B)
4.40月	4.30月	0.10月

(4) 勧告の内容

【平成29年4月の公民較差等に基づく改定】

イ 職員の給与に関する条例の改正

(イ) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。[別記第1 略]

(ロ) 諸手当

a 勤勉手当

(a) 平成29年12月期の支給割合

① ②以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.95月分（再任用職員にあつては、0.45月分）とすること。

② 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.15月分（再任用職員にあつては、0.55月分）とすること。

(b) 平成30年6月期以降の支給割合

① ②以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.425月分）とすること。

② 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.1月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.525月分）とすること。

b 初任給調整手当

(a) 医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を414,300円とすること。

(b) 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,700円とすること。

(c) 獣医学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を35,200円とすること。

c 扶養手当

- (a) 配偶者に係る手当の月額を 6,500 円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（(b)において「特定職員」という。）にあつては、3,500 円）とし、子に係る手当の月額（扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる場合にあっては、職員の給与に関する条例第 10 条第 4 項の規定により加算される前の額）を 1 人につき 10,000 円とすること。
- (b) 特定職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を 1 人につき 3,500 円とすること。
- (c) 職員に配偶者がいない場合の扶養親族 1 人に係る手当の月額を 11,000 円とする取扱いを廃止すること。
- (d) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 9 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこととすること。

(ハ) 55 歳を超える職員の給料月額の減額支給等

職員の給与に関する条例附則第 29 項から第 32 項までの規定による 55 歳を超える職員の給料月額の減額支給等の期間を、平成 30 年 3 月 31 日までの間とすること。

ロ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(イ) 給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。〔別記第 2 略〕

(ロ) 特定任期付職員の期末手当

- a 平成 29 年 12 月期の支給割合
期末手当の支給割合を 1.675 月分とすること。
- b 平成 30 年 6 月期以降の支給割合
6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.65 月分とすること。

ハ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(イ) 給料表

現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。〔別記第 3 略〕

(ロ) 期末手当

- a 平成 29 年 12 月期の支給割合
期末手当の支給割合を 1.675 月分とすること。
- b 平成 30 年 6 月期以降の支給割合
6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.65 月分とすること。

二 改定の実施時期等

(イ) 改定の実施時期

この改定は、平成 29 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、イの (ロ) の a の (a)、ロの (ロ) の a 及びハの (ロ) の a については、平成 29 年 12 月 1 日から、イの (ハ) についてはこの勧告を実施するための条例の公布の日から、イの (ロ) の a の (b)、同 (ロ) の c、ロの (ロ) の b 及びハの (ロ) の b については平成 30 年 4 月 1 日から実施すること。

(ロ) 扶養手当の月額等の特例措置

- a 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間における扶養手当の月額等については、イの (ロ) の c の (a) 中「6,500 円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（(b)において「特定職員」という。）にあつては、3,500 円）」とあるのは「10,000 円」と、「10,000 円」と

あるのは「8,000円」とし、イの(ロ)のcの(b)中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、イの(ロ)のcの(c)中「11,000円とする取扱いを廃止する」とあるのは「子にあっては10,000円とし、子以外の扶養親族にあっては9,000円とする」とし、イの(ロ)のcの(d)中「職員に対しては扶養手当(子に係る手当を除く。)を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。

b 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、イの(ロ)のcの(a)中「6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員((b)において「特定職員」という。)にあっては、3,500円)」とあるのは「6,500円」とし、イの(ロ)のcの(b)中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、イの(ロ)のcの(d)中「職員に対しては扶養手当(子に係る手当を除く。)を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。

c 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、イの(ロ)のcの(d)中「職員に対しては扶養手当(子に係る手当を除く。)を支給しないこと」とあるのは、「職員に対して支給する子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円」とすること。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

法第46条の規定により、職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、任命権者により適当な措置が執られるべきことを要求することができる。

(1) 係属状況

平成29年度の勤務条件に関する措置要求の状況は、次のとおりである。

区 分	係属件数			処 理 件 数							翌年度 への繰 越 (A)-(B)	
	前年度 からの 繰 越	新規 申立	計 (A)	却下	取下	打切	判 定			計 (B)		
							全部 容認	一部 容認	全部 否認			
給 与	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旅 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勤 務 時 間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
休 暇	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
執 務 環 境	1	1	2	0	2	0	0	0	0	0	2	0
厚 生 福 利	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転 任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
任 用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	1	1	2	0	2	0	0	0	0	0	2	0

(2) 完結事案

平成29年度の措置要求に関する完結事案の状況は、次のとおりである。

事案番号	要求者	要求内容	処理年月日	処理結果
平成28年(措) 第1号事案	教育委員会職員	男女別休養室及び休憩設備の設置	平成29年 7月19日	取下げ
—	知事部局職員	業務分担の見直し、事業施行の延期	平成29年 6月29日	取下げ

4 不利益処分に関する審査請求の状況

法第 49 条の 2 の規定により、懲戒その他職員の意に反すると認める不利益な処分を受けた職員は、人事委員会に行政不服審査法による審査請求をすることができる。

(1) 係属状況

平成 29 年度の不利益処分に関する審査請求の状況は、次のとおりである。

区 分	係属件数			処 理 件 数							翌年度 への繰 越 (A)-(B)	
	前年度 からの 繰 越	新規 申立	計 (A)	却下	取下	打切	判 定			計 (B)		
							処分 取消	処分 修正	処分 承認			
分 限 処 分	降 給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	降 任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休 職	2	3	5	2	0	0	0	0	3	5	2
	免 職	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1
懲 戒 処 分	戒 告	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	減 給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	停 職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	免 職	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1
転 任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	2	6	8	2	0	0	0	0	3	5	3	

(2) 完結事案

平成 29 年度の審査請求に関する完結事案の状況は、次のとおりである。

事案番号	審査請求人	処分者	処分内容	処分事由	処理年月日及び 処理結果
平成 27 年(不) 第 2 号事案	教育委員会 職 員	教育委員会	休職の延長	心身の故障	平成 29 年 6 月 20 日 承認
平成 28 年(審) 第 1 号事案	教育委員会 職 員	教育委員会	休職の延長	心身の故障	平成 30 年 3 月 19 日 承認
平成 29 年(再) 第 1 号事案	教育委員会 職 員	教育委員会	休職の延長	心身の故障	平成 29 年 12 月 22 日 承認
—	教育委員会 職 員	教育委員会	休職の延長	心身の故障	平成 30 年 2 月 7 日 却下
—	教育委員会 職 員	教育委員会	休職の延長	心身の故障	平成 30 年 2 月 7 日 却下